

第2号様式

平成24年度第2回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	平成24年10月31日(水) 10:00~14:00 法務省大臣官房施設課入札室	
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 秋山 哲一 (大学教授)	
審議対象期間	平成24年4月1日から平成24年7月31日まで	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
工 一 般 競 争	1件	
	標準指名競争	
事 随 意 契 約	1件	
	簡易公募型プロポーザル方式	
業 一 般 競 争	1件	
	簡易公募型競争	
務 標 準 指 名 競 争	1件	
	随 意 契 約	
委員からの意見・質問, それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 具申又は勧告の内容	具申又は勧告	回 答
	なし	なし

別 紙

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>1 工事の発注状況について 福岡刑務所総合管理棟等（機械設備）工事（第8回変更）の変更内容はどのようなものか。</p> <p>2 業務の発注状況について 特になし。</p> <p>3 応札者が1者であった契約について 応札者を増やすための改善策は何かあるか。</p> <p>自家発電機新営工事が被災地で数件行われており，盛岡では1者応札に対し，仙台（青葉女子学園）では6者が応札している。客観的に見ると，仙台では比較的，業者が応札可能なように見受けられるが，公示する際に，地域要件を設定しているのか。</p> <p>盛岡少年院は，他の工事に比べ建物規模が小さいのか、</p> <p>4 指名停止等の運用状況について 法務省発注工事において，専任の管理技術者を配置していなかったため指名停止を行っているが，工事監理業務に適切な管理技術者がいないことは工事中に分かったのか。</p> <p>法務省における指名停止の内容・</p>	<p>設計変更です。</p> <p>仕様書等の条件設定の見直しなどが効果的だと思われます。 今回の公示方法は規定のとおり行われていますが，他の法務官署に掲示依頼する余地も残されております。</p> <p>地域要件は設定しておりません。</p> <p>東北少年院などと比べると規模は小さいです。</p> <p>工事中の初期に分かったことです。</p> <p>法務省のホームページ上で公表して</p>

<p>指名停止期間を業者側は把握しているのか。</p> <p>独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の加重は、どの程度まで加重することができるのか。</p> <p>加重は無制限にできるのか。</p> <p>工事請負契約に係る指名停止等の措置要領第4の4によると、極めて悪質な場合等は指名停止期間を2倍まで加重できるとしている。</p> <p>加重基準を示さないことは問題であると思われる。</p> <p>加重について、基準があれば次回入札監視委員会までにお答えいただきたい。</p>	<p>おります。</p> <p>国土交通省の指名停止期間を参考にしています。</p> <p>裁量権の範囲内となります。</p> <p>了解しました。</p>
<p>5 工事発注案件について</p> <p>(1) 一般競争入札</p> <p>【平成24年度網走刑務所静穏室棟等新営工事】</p> <p>予定価格を延べ面積で割ると、1㎡辺り約100万円になっている。普通のオフィスの㎡単価だと約20万円程度だが、㎡単価が100万円と高い理由は何か。</p> <p>㎡単価は地域により差異が出てくるか。</p> <p>当該工事の引渡しが12月であるが、冬季施工も予算に含まれるのか。</p> <p>当該工事は刑務所内の工事になるが、工事の施工条件は、一般的な工</p>	<p>静穏室は、矯正施設特有の構造であり、㎡単価が高くなります。</p> <p>当省で行っている事務所建の工事では、20万円程度になると思われます。</p> <p>外断熱等の設備が違ってくるため、寒冷地の方が高くなります。</p> <p>冬季施工も予算に見込みます。</p> <p>除雪作業などある程度、作業量が見込めるものは予定価格に含み、作業量が見込めないものは精算を行います。</p> <p>刑務所内での施工条件は、一般的な工事より厳しいものとなります。</p>

事の施工条件と異なることがあるのか。

入札参加資格に類似工事等の要件を設定しているが、収容施設の施工実績を要件として設定したらどうなるか。

現地発注工事で資格審査をする際に、類似工事实績等は本省に送られるのか。

次回以降の入札監視委員会では、現地契約工事についても、類似工事实績等資格審査資料を提示いただきたい。

現地における、同種工事及び類似工事の要件は、本省の資料を基に現地で作られたということか。

現地において、本省の雛形に修正を加えることも可能か。

網走刑務所に静穏室はなかったのか。

仮設塀内では、作業員は自由に行動できますが、仮設塀内に行くまでの刑務所構内で刑務所職員が必ずチェックを行います。

また、稼働時間にも制約がかかります。

参加者が数社しか集まらないと思われます。門戸を開放するため、類似工事等の要件は広く設定しております。

現地発注工事では、資格審査は現地担当が判断するため、本省に送られてきません。

了解しました。

資格要件は、通達で定められています。

また、本省発注工事内容は現地でも確認できるので、それを参考に同種工事等を設定されています。

なお、現地の支出負担行為担当官が判断すれば、本省の雛形に修正を加えることは、可能です。

ありませんでした。

静穏室ができたのが平成18年なので、それ以前に整備された刑務所には静穏室がありません。

平成18年以降に整備された刑務所には昼夜単独室に付属して静穏室を整備しております。

平成18年より前の刑務所は、静穏室単独で発注している状態です。

(2) 随意契約

【福岡刑務所総合管理棟等新営（機械設備）工事（第8回変更）】

設計変更を行う際の、予定価格・単価の計算方法は、当初の予定価格の単価に落札率をかけたものか。

設備の場合、単価で計算するのか、一式で計算するのか。

当初契約や変更契約において、落札者の内訳で予定価格を作成することはあるか。

当初契約の1年後に変更契約を行うとして、単価は当初の基準で計算するのか。

設備について変更があった場合、建築工事に影響があり、建築工事業者から変更分の費用を請求されることはないのか。

今回の設計変更は、すべて発注者側の要望か。

そのような場合、設計事務所にはペナルティを科すのか。

予定価格の出し方は、最終的に積み上がった価格に落札率をかけるので、当初単価に落札率をかけた場合と同様になります。

単価で計算します。

当省の内訳を基準とします。

なお、単価は公表していないので、内訳書の金額を業者に公表しておらず、数量のみを公開しています。

そのとおりです。

請負契約は総価で計算しているので、当初契約が基になっております。

なお、工事の材料費、機器類の金額が上がると、工事ができないとなると、業者からスライド申請が可能です。

また、逆に、工事の材料費等の単価が下がった場合は、発注者側からの逆スライドの権利を有しております。

設備と建築工事は同時に変更を行うことが多いです。

業者側からの要望もあります。

例えば、設計の一部変更を行い、その変更内容が設備に伝わっていないなどの場合です。

よほど大きな瑕疵があればペナルティを科すことになります。

## 6 業務発注案件について

### (1) 一般競争入札

#### 【名寄法務総合庁舎敷地調査】

低価格入札に対し、品質確保計画書を提出させているが、業者側がどの程度の業務量を見込んでいるか等、業者の積算内訳の確認はしないのか。

現在は行っていません。

なお、国土交通省においては、100万円以下の業務において、低価格入札調査を試行しており、法務省においても、今後の検討課題としていきたいと思えます。

### (2) 標準指名競争

#### 【宮城刑務作業倉庫棟等新営工事監理業務】

工事概算額は監理業務応札者に対し示されているのか。

工事の落札決定をしていれば工事概算額は公表されますが、監理業務入札時点では、工事の落札決定がなされておらず、公表されていません。

監理業務応札者の価格に差があり、ダンピングの印象を受ける。

当工事には、模様替工事が多分にあったことから、業者ごとに解釈に差があったのだと考えられます。

競争性は保たれていたのか。

工事監理業務は、技術者が現場に係りきりになるデメリットのため、応札者が少ないと聞いている。

本年度の監理業務は本案件が初めてであり、今後監理業務の発注が増えていきます。

今回のように、工事監理業務において、指名入札に切り替えた事例は多いのか。

なお、前年度までは、簡易公募で決まっていたのですが、応札者は数社でした。

本件入札額は、予定価格よりかなり低いですが、監理業務を適正に行わせるため、監督職員が監視を強化させるなどの対応をするのか。

現場では、宮城刑務所の技術者が調査職員として監理業務も確認し、また、週1回の打合せに監理業務の管理技術者も出席することから、業務を適正に行わせる体制は整っています。

参加表明をしたのが1者のみだった

ホームページ上にも載せ、業界紙に

<p>たが、簡易公募型指名競争はホームページ上にも載せたのか。</p> <p>(3) 随意契約 【平成24年度国際法務総合センター (仮称)敷地調査】</p> <p>予定価格の立て方について伺いたい。</p> <p>URが本件業者と同様の業務を別途契約しているが、URの予定価格と対比したのか。</p> <p>URに契約委任することはできなかったのか。</p>	<p>も掲載しましたが、業者が集まらなかったのが現状です。 今後、幅広く公示していくことも課題となります。</p> <p>樹木の保存計画は、敷地調査の中でも特殊であり、予定価格の基準となる資料がなかったことから、契約相手である業者から参考見積を取り、それを精査して予定価格を算出しました。</p> <p>担当者に確認しないと明確に回答できませんが、予定価格算出の上では確認していると思われます。</p> <p>可能だったと思います。 しかしながら、本件は、樹木の保全を行う必要性が急きょ生じたことから、やむを得ず本省契約としたものです。</p>
--	--